

さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月27日

さいたま市長

清水 了人

さいたま市規則第42号

さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市屋外広告物条例施行規則（平成15年さいたま市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第7条関係） 1 条例第6条の許可の基準			別表第2（第7条関係） 1 条例第6条の許可の基準		
広告物の種類		基準	広告物の種類		基準
[略]			[略]		
建造物から独立した広告	[略]	[略]	建造物から独立した広告	[略]	[略]
マンホール利用広告		<ol style="list-style-type: none"> 1 マンホール1枚に表示する面積は、0.28平方メートル以下であること。 2 車道及び歩道の車両乗入れ部の上でないこと、かつ、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に 			

	識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。)が設置されているマンホールでないこと。		
[略]		[略]	
2・3 [略]		2・3 [略]	
4 条例第7条第5項第3号に係る許可の基準		4 条例第7条第5項第3号に係る許可の基準	
広告物の種類	基準	広告物の種類	基準
[略]		[略]	
建造物から独立した広告	[略]	建造物から独立した広告	[略]
マンホール利用広告	1 マンホール1枚に表示する面積は0.28平方メートル以下であること。 2 車道及び歩道の車両乗入れ部の上でないこと、かつ、視覚障害者誘導用ブロックが設置されているマンホールでないこと。		
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。